

JAからつ 行動計画

～次世代育成支援対策推進法に基づくもの～

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和12年3月31日 までの4年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

男性職員の育児休業取得率を30%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ・令和8年4月～ 全職員への育休制度の周知。
- ・令和8年4月～ 配偶者が出産した(する)男性職員へ育児休業に関する案内を個別送付。

目標2

全職員の時間外・休日労働時間の平均を月30時間未満とする

<実施時期・取組内容>

- ・令和8年4月～ ノー残業デーの取組実施及び周知。